

判決年月日	平成１９年１２月１８日	担当部	知的財産高等裁判所 第４部
事件番号	平成18年（行ケ）第10537号		
○ 名称を「衝突防止用配置を有する装置」とする発明に関し，進歩性を欠くとした審決の判断について，相違点に係る本願発明の構成の技術的意義を誤認したことにより，相違点の判断を誤ったとして，同審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法29条2項

1 事件類型：拒絶査定不服審判請求に対する不成立審決についての取消訴訟

2 本願発明の要旨（下線部は，本判決において問題とされた部分である。以下，次項においても同じ。）

「【請求項1】装置の構成部分を動かす駆動手段と衝突防止用配置とを有し，前記衝突防止用配置は，前記駆動手段に供給される電力と電流のうちの少なくとも一方の値を決定する測定手段と，前記駆動手段に供給される電力と電流のうちの少なくとも一方の決定された該値を，供給される電力と電流のうちの少なくとも一方の基準値と比較する手段とを有し，前記比較手段は，該当する構成部品の前記駆動手段からの解除を制御する第1の駆動解除信号を発生する，装置であって，前記衝突防止用配置は，前記基準値を記憶する記憶手段と，前記装置の構成部品の位置を検出する位置検出手段と，該構成部品の予測位置を算出する計算手段と，前記検出された位置と前記予想位置の差を決定し，該当する構成部品の前記駆動手段からの解除を制御する第2の駆動解除信号を発生する位置比較手段と，を有し，前記駆動手段に供給される電力と電流のうちの少なくとも一方を前記記憶手段に記憶させ，前記構成部品の移動中に必要な電力供給と電流供給のうちの少なくとも一方と対応した該当する基準値と繰り返し比較する，ことを特徴とする装置。」

3 審決の理由

(1) 引用発明（引用例記載）の認定

「産業用ロボット本体を構成する可動部を駆動する駆動源であるモータと，衝突検出部とを有し，前記衝突検出部は，モータに供給される駆動電流を検出するための電流検出器と，ロボットの動作モードに応じて設定される電流指令基準値と，検出される電流指令値を比較する手段を有し，サーボ異常を判断するもの」

(2) 相違点（3つのうちの1つ）

「本願発明は，比較手段は，該当する構成部品の前記駆動手段からの解除を制御する第1の駆動解除信号を発生するが，引用発明は，サーボ異常は検出しているが，駆動解除しているかは不明である。」

(3) 相違点についての判断

「装置の異常を検出した場合には，装置の作動を停止させることが一般的である（例え

ば，引用例，周知例）から，この点に格別の技術的意義を見いだすことはできず，設計的事項にすぎない。」

4 本判決の判断

本判決は，以下のとおり説示し，審決には，相違点に係る本願発明の構成中，「該当する構成部品の前記駆動手段からの解除」の技術的意義を，「装置の作動を停止させること」と誤って理解した結果，相違点の判断に当たり，必要な判断を遺脱した違法があるとした。「(1) 請求項 1 中の「該当する構成部品の前記駆動手段からの解除」との要件の技術的意義について

ア 請求項 1 中の「該当する構成部品の前記駆動手段からの解除」との要件の技術的意義については，・・・請求項 1 の記載自体からは，これが，「構成部品が駆動手段からの接続を解かれて容易に動くことができる状態にすること」(原告の主張)を意味するのか，単に「装置を停止させることのみ」(被告の主張)を意味するのかにつき，これを一義的に明確に理解することはできないというべきである。(以下省略)

イ そこで，以下，本願明細書中の発明の詳細な説明の記載を参酌して，請求項 1 中の「該当する構成部品の前記駆動手段からの解除」との要件の技術的意義につき検討することとする。

(ア) 本願明細書中の発明の詳細な説明のうち，関連する記載は，以下のとおりである。

a (以下省略)

(イ) 上記(ア) a 及び b の各記載によれば，従来の X 線検査装置等においては，検査対象物との衝突防止装置が検査対象物との間に一定の安全距離を置くことを必要としていたのに対し，本願発明においては，X 線検査装置等と検査対象物との自由な接近を可能とする衝突防止装置の提供を技術的課題としたものである。そして，同 c ないし o の各記載及び図 1 によれば，本願発明の第 1 の駆動解除信号及び第 2 の駆動解除信号は，ともに，(a) 移動制御手段を停止するための移動停止信号が，信号処理手段から移動停止手段を介して移動制御部に供給される前提として，(b) 構成部分が容易に動く状態になるように当該構成部分を駆動手段から解除するための信号が駆動解除 / 作動手段から駆動手段に供給される前提となる第 3 の駆動解除信号が，信号処理手段から駆動解除 / 作動手段に供給される前提として，(c) ブレーキを作動させるための信号がブレーキ解除 / 作動手段からブレーキに供給される前提となる時間遅延作動信号が，信号処理手段からブレーキ解除 / 作動手段に供給される前提として，それぞれ，信号処理手段に供給される信号であるといえる。

そして，請求項 1 の記載によれば，第 1 の駆動解除信号は，「該当する構成部品の前記駆動手段からの解除を制御する」ものであるところ，上記のとおり，第 1 の駆動解除信号は，上記(a)ないし(c)の各信号供給の前提としてそれぞれ供給されるものであるから，請求項 1 中の「該当する構成部品の前記駆動手段からの解除」との要件は，上記(a)ないし(c)の内容を意味するものと理解することができる。

そうすると、上記(a)ないし(c)の内容及び本願発明が検査対象物等との自由な接近を可能とするX線検査装置等における衝突防止装置の構成を技術的課題としていることに照らし、請求項1中の「該当する構成部品の前記駆動手段からの解除」との要件は、原告が主張するとおり、「構成部品が駆動手段からの接続を解かれて容易に動くことができる状態にすること」を意味するものと理解するのが相当である。(以下省略)

(2) 審決の判断について

ア(ア) 審決は、・・・(以下省略)

(イ) 審決の上記認定判断によれば、審決は、その認定した相違点にいう「該当する構成部品の前記駆動手段からの解除を制御する第1の駆動解除信号を発生する」こと及び「駆動解除」を「装置の作動を停止させること」と限定的に理解し、その点(「装置の作動を停止させること」)についてのみ、「格別の技術的意義を見いだすことはできず、設計的事項にすぎない」と判断したものと解されるところ、上記(1)において説示したとおり、請求項1中の「該当する構成部品の前記駆動手段からの解除」との要件は、「構成部品が駆動手段からの接続を解かれて容易に動くことができる状態にすること」を意味するものであるから、審決には、相違点について、判断を遺脱した違法があるものといわざるを得ない。

イ 被告は、・・・(以下省略)

ウ 以上のとおり、審決には、相違点の判断に当たり、相違点に係る本願発明の構成の技術的内容の把握を誤った結果、必要な判断を遺脱した違法があり、これが審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、相違点についての判断の誤りをいう取消事由は、理由があるというべきである。」